

当行では、人財育成を通じた地方創生への貢献に取り組むとともに、働きやすく、働きがいのある職場づくりに向けたさまざまな取り組みを実践しております。

■行員の地方創生に関する活動を支援する取組み

●「地方創生起業チャレンジ支援制度」および副業制度を導入

当行では、従来より個別の申請にもとづいて副業を認めてまいりましたが、2021年4月より「地方創生起業チャレンジ支援制度」および副業制度を導入しました。

同制度は、原則として入行後3年を経過した者を対象に、法人経営者もしくは個人事業主として地方創生につながるチャレンジを行っている認められた従業員が兼業を行うことを認めるもので、銀行業務の所定時間外および所定時間内の1/4を上限として事業に従事できます。また、副業制度においては、個人事業もしくは業務受託の形態で、本人の自律・成長につながるものについて所定の業務時間外での従事を認めています。

銀行業務外においても、多様な手段で地域に貢献する意欲をもつ従業員の柔軟な働き方を支援することで、人財育成と地方創生につなげてまいります。

遊休不動産を活用したシェアオフィスの運営

「地方創生起業チャレンジ支援制度」の第1号として、株式会社まるにわ(代表取締役 齋藤 浩文)が運営するリノベーション物件のシェアオフィス事業を認定いたしました。同社は、鳥取駅前中心市街地の遊休不動産を活用するまちづくり事業を行っており、当行行員が兼業で代表を務めています。

- 会 社 名 株式会社まるにわ
- 所 在 地 鳥取市栄町627 MARCHING bldg.
- 代 表 者 齋藤 浩文(鳥取銀行法人コンサルティング部)
- 事 業 内 容 シェアハウス事業・オフィス事業・オンラインサロン事業



■働きやすく、働きがいのある職場づくり

●女性活躍推進の取組み

職場において多様な人財が活躍できる環境を整備することを目的に、管理監督職に占める女性の割合を高める取組みを行い、2020年度は21%となりました。

管理監督職に占める女性割合

2016年度	2018年度	2020年度
15%	18%	21%

●有給休暇の取得促進

ワークライフバランスの実現に向けた有給休暇の取得促進に取り組んでおります。積極的な休暇取得を呼びかけ、休みやすい職場にするための働きかけを行った結果、2017年度は55%だった有給休暇取得率^{*}は、2020年度で70%まで上昇しました。

※有休取得率：有給休暇取得日数÷付与日数

●役職員の健康増進に向けた取組み

役職員とその家族の健康を守ることを目的に、行内における人間ドックの受診規定を改定し、特別指定年齢(45歳、50歳)における人間ドック受診の従業員負担額を無料化しました。また、行員の家族に対しては、35歳以上の被扶養者(配偶者)のうち市町村受診券利用者について負担額の半額を補助します。

また、当行では、保健師の資格を持つ行員が健康保険組合に2名常駐しており、役職員の定期健康診断後には必要に応じて面談を行うほか、心身の健康に関する相談対応や、生活習慣の改善を含めた保健指導などを実施し、役職員の健康増進に取り組んでおります。